

流通加工セクターが参画する漁業管理の意義 鳥取
県境港地区の日本海べにずわいがに漁業における漁
業管理を事例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児玉, 工, 西村, 絵美 メールアドレス: 所属: 水産研究・教育機構, 水産研究・教育機構
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/200

流通加工セクターが参画する漁業管理の意義

—— 鳥取県境港地区の日本海べにずわいがに漁業における漁業管理を事例として ——

児 玉 工・西 村 絵 美

(水産大学校)

1. はじめに

水産資源は一次的には漁業活動の対象であるが、二次的には流通加工セクター¹⁾の経済活動の対象でもある。経済がグローバル化し、水産物貿易も全体的傾向としてはかつてに比べ伸長する一方で、今日でも尚、漁業と流通加工セクターは断つことができない繋がりを一面では有する。このことは、特に一度の水揚げが多量となる沖合漁業において顕著である。水産資源、漁業生産と流通加工セクターの処理能力とが相互規定的に拡大・縮小することが確認されているとおり²⁾、沖合漁業と流通加工セクターとの関係性は一層深い。従って、仮に水産資源が減少する、あるいは漁業管理によって水産資源の利用法に変化が生じるといった場合には、漁業のみならず、流通加工セクターにもその影響が及ぶ。そこで、漁業種類、産地によっては、例えばさんま漁業のように、流通加工セクターが漁業管理措置の検討に参画する事例もみられる³⁾。

一方、漁業経済研究の領域において漁業管理に関する研究は、漁業管理手法の類型化、漁業管理組織の形態、漁業管理の経済的意義等、これまで漁業サイドに焦点を当てる一方で、流通加工セクターとの関係性については十分に焦点を当ててこなかった。このことは、実態として漁業管理の実践例の殆どが漁業者による組織的な資源対策、経営対策として実施されていること、また流通加工セクターが参画する形態の漁業管理の実践例が、実際のところ殆ど把握されていないことによるものと考えられる⁴⁾。しか

し、前述のさんま漁業や本稿で取り上げる事例に見られるように、流通加工セクターの漁業管理への参画は皆無ではない。こうした漁業管理が実践されるからには、それなりの意義があるものと考えられる。従って、漁業管理研究をさらに深める上では、従来十分に焦点が当てられることがなかった流通加工セクターが参画する形態の漁業管理にも注目し、その意義について検討することが必要と考えられる。

本稿は、以上のような漁業管理の実態と既存研究を踏まえ、流通加工セクターが参画する形態の漁業管理についてその意義を検討することを課題とする。具体的には、産地の流通加工セクターが漁業管理に参画することによる経営上の利点、中でも利害が対立する漁業者と加工業者にとっての利点と課題について、事例分析に基づき検討する。なお、本稿において流通加工セクターが参画する漁業管理とは、流通加工セクターが漁業管理措置に関して検討する協議会に構成メンバーとして加わり、そうした協議会において実質的な検討が為されたうえで具体的な措置が実践されている漁業管理を指す。漁業と流通加工セクターが断つことができない関係性を有する一方で、漁業が依拠する水産資源は人為的影響や環境的影響を受けて変動する。他方、漁業生産力（具体的には漁船）並びに流通加工セクターの処理能力（具体的には施設、設備）が失われた場合、その投資の大きさから再建は容易ではない。従って、漁業と流通加工セクターが現状の生産力並びに処理能力を維持して存続を果たすうえで、漁業管理において協

調し、変動に合わせて対象資源を最大限有効利用する方法を両者がその都度ともに模索する形を目指すべきと考える。

事例としては、鳥取県境港地区の日本海べにずわいがに漁業⁵⁾における漁業管理を取り上げる。本事例では、次章以降で詳述するとおり、資源回復計画を契機として、漁業者のみならず産地の流通加工セクターが参画し漁業管理措置等に関して検討する協議会が設立され、以降今日に至るまでこうした協議会をベースに漁業管理が実践されている。従って、流通加工セクターが参画する形態の漁業管理について検討する上で、適当な事例と考える。なお、本事例は既に西野ほか（2009）や濱田（2010）によって取り上げられている。ただし、西野ほか（2009）は当事者の立場から当該漁業管理の経緯並びに行政の役割を報告したものである。また、濱田（2010）は当地区における2010年までの動きを捉え、地域的対応という観点から評価を加えるとともに課題を指摘したものである。対して本稿は、直近（2020年8月）までの動きを捉え、関係主体の関係性に注目し、当該漁業管理の意義について検討するものである。

以下では、先ず境港地区におけるベニズワイガニをめぐる利害関係について確認し、続いて漁業管理措置に関して検討する協議会の設立経緯と活動状況について確認する。その上で、流通加工セクターが漁業管理に参画することの利点と課題を検討し、おわりに流通加工セクターが参画する漁業管理の意義をまとめる。

2. 漁業管理措置に関して検討する協議会の設立経緯と活動状況

1) ベニズワイガニをめぐる利害関係

境港地区においてベニズワイガニは、当地区を根拠地として大臣許可漁業である日本海べにずわいがに漁業を営む漁業者（2020年8月現在、9者漁船11隻）によって漁獲され、全量が鳥取県宮境港水産物地方卸売市場（以下、境港市場）に上場される。境港市場には卸売業者が

3社存在し、この3社が漁業者から販売委託を受けてベニズワイガニの卸売業務を担う。境港市場においてベニズワイガニの価格形成は入札により、入札には地区の仲買業者と加工業者（計17者）が参加する。

因みに、ベニズワイガニは当地区における魚種別水揚量の5%（サバ、マイワシ、アジ、ブリ類に続く第5位）、魚種別水揚金額では16%（第1位）を占め⁶⁾、当地区における重要な水産物である。

当地区でベニズワイガニに関係する主体としては、上記のとおり、漁業者、卸売業者、仲買業者と加工業者が挙げられるが、各主体はそれぞれ利害関係にある。即ち、漁業者は入札価格の上昇を期待するのに対し、仲買業者と加工業者は入札価格の低下を期待する。一方、漁業者と仲買業者、加工業者の間に立つ卸売業者は、漁業者からは入札価格の上昇に関して注文を受ける一方で、仲買業者と加工業者からは品質等に関して注文を受ける。因みに、仲買業者と加工業者は、それぞれ仕向け先が異なることから、買い付けるベニズワイガニの身質レベルに違いがある。このため、入札対象が異なり、利害が直接対立することはない⁷⁾。

なお、漁業者間ではベニズワイガニ資源をめぐる競合があり、卸売業者間では受託販売をめぐる競合がある。さらには仲買業者間と加工業者間ではそれぞれ入札をめぐる競合があって、利害関係が同業種間と異業種間で存在する。従って、当地区においてベニズワイガニをめぐる利害関係は、二重構造化しているといえる。ただし、差異はあるものの、事業者はいずれも経営的にベニズワイガニに依存しており、ベニズワイガニ資源の持続的な利用はいずれの事業者も共通して望むところである。

2) 協議会の設立経緯と活動状況

ベニズワイガニをめぐり利害関係にある漁業者、卸売業者、仲買業者と加工業者によって構成され、漁業管理措置等に関して検討する協議

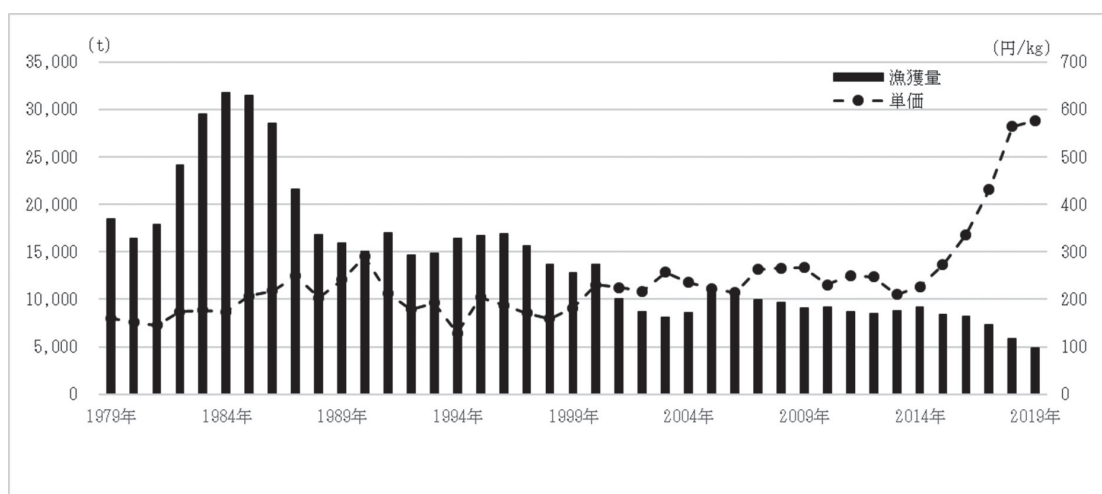


図1 境港地区におけるベニズワイガニの漁獲量と単価

資料：鳥取県「境漁港のベニズワイの漁獲量と金額」を基に作成

会の設立は、2005年4月に公表された日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画の策定を契機とする。ここで資源回復計画とは、2001年から導入された国の資源管理政策で、関係漁業者の協議をベースに緊急に資源回復が必要な魚種を対象として漁獲努力量の削減措置等を定め、実践するものである⁸⁾。

境港地区においてベニズワイガニの漁獲量は、かつて3万トンを超える時期もあった(図1)。しかし、漁獲量が年々減少し、漁獲サイズの小型化も次第に進行が確認される状態となった。そこで、ベニズワイガニを対象とする資源回復計画を策定し、資源の減少に歯止めをかけることになったのである。

2004年に着手された資源回復計画の策定過程では、当初、漁業者と行政(水産庁境港漁業調整事務所)によって漁獲努力量削減措置等が検討され、その結果が地区の卸売業者、仲買業者と加工業者に対して説明された。しかし、従前から漁獲努力量を10%削減することを目安とする漁獲努力量削減措置が加工業者等の事業活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。そこで、2005年には業態別の会合に加え、漁業者に仲買業者と加工業者を加えた協議会が複数

回開催され、その後、地区における利害関係者の合議機関として、漁業者、卸売業者、仲買業者と加工業者を構成メンバーとする「境港ベニズワイがに産業三者協議会」(以下、三者協議会)が設置されるに至っている⁹⁾。

こうした三者協議会は、2005年11月に策定された会則によると、境港地区におけるベニズワイガニ関連産業の維持・振興を目的として、情報交換、意見交換、資源管理措置、合理的流通形態ほかに関する協議等を行う場とされる(表1)。そして実際、三者協議会は、2005年6月の第1回開催以降、多い時には年7回の頻度で、2020年8月までに計53回開催され、この間、資源回復計画における漁獲努力量削減措置や資源管理計画など、漁業管理に関する協議等が積み重ねられている。

3. 流通加工セクターが参画する漁業管理の利点と課題

前述のとおり、境港地区では漁業者のみならず流通加工セクターも構成メンバーに加えた協議会が組織され、以降こうした協議会における検討を経て漁業管理等が実践されている。以下では、こうした形態の漁業管理の利点と課題を、

表1 三者協議会会則（抜粋）

(目	的)
第2条	ベニズワイガニ資源の維持・回復のための取り組みの下、境港におけるベニズワイガニ産業の維持・振興、ひいては当該産業の社会的意義を醸成することを目的とし、生産・加工仲買・卸売の三者がそれぞれ置かれている状況を相互によく認識・理解し、当該産業全体の発展のために必要な情報交換及び協議をおこない、必要な取り組みを推進する。
	(活動内容)
第3条	協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動をおこなう。
	(1) 三者の状況及び課題等に関する情報及び意見の交換
	(2) ベニズワイガニ資源の管理措置に関する協議
	(3) ベニズワイガニの合理的流通形態に関する協議
	(4) ベニズワイガニの販売促進及び付加価値の向上等に関する協議
	(5) その他本会の目的達成に必要な事項

資料：水産庁境港漁業調整事務所から提供を受けた資料をもとに著者作成

利害が対立する漁業者と加工業者に注目して検討する¹⁰⁾。

1) 漁業者サイドにとっての利点

流通加工セクターが参画する漁業管理の漁業者サイドにとっての利点としては、第1に市場取引に関して意見交換や協議を行う公の場を得ることができる点、第2に入港調整という形を通して間接的に価格形成に関与することができる点が挙げられる。

一般に、沖合漁業によって漁獲される水産物は、産地卸売市場に上場され、競り・入札等によって価格が形成される。このため、漁業者が価格形成に直接関与する余地はない。また、漁業者と流通加工セクターが一堂に会し、市場取引等に関して意見交換や協議を行う公の場を設置することは、著者の知るかぎり一般的ではない¹¹⁾。本事例の場合も、日本海べにずわいがに漁業によって漁獲されたベニズワイガニは境港市場に上場され、仲買業者と加工業者の入札によって価格が形成される。このため、漁業者が価格形成に直接関与する余地はない。また、三者協議会が設立される以前、漁業者、卸売業者、仲買業者と加工業者が一堂に会し市場取引に関して協議する公の場も存在しなかった。

しかし、本事例では三者協議会が設立された

ことにより、市場取引価格に関して不満がある場合、漁業者は卸売業者、仲買業者や加工業者に対し、直接不満を伝えることが可能となった¹²⁾。また、三者協議会では漁業者サイドの要望を受けて過剰供給に伴う価格下落を回避するための具体的な対応が繰り返し議論され、その後組織的な対応が取られるに至っている。実際、三者協議会における議題を確認すると、2005年から2011年にかけてベニズワイガニの価格形成、地区における加工原料としてのベニズワイガニの需給調査、安定水揚げのための施策が議題として取り上げられている（表2）。特に2010年には、他の年に比べ突出して多くの回数、検討が積み重ねられていることが確認できる。こうした三者協議会における度重なる検討を経て、安定水揚げのための施策が導入されている。

ベニズワイガニの身質は、ズワイガニとは異なり、水分が多く鮮度劣化が早い特性を有する。このため、境港地区で水揚げされるベニズワイガニのおよそ9割は加工に仕向けられる。一方、上記のような特性を有するベニズワイガニを市場で買い受ける加工業者には、鮮度劣化を防ぐため速やかな処理（脱甲後、ボイル）が求められるが、設備と人員に限りがあるため、1日のうちに処理できるカニの量には限度がある。しかも、加工業者は原料を境港地区の水揚げだけ

表2 三者協議会における価格形成、需給調査、安定水揚げのための施策に関する検討状況

開催年月日	議題
2005年8月26日	ベニガニの価格形成に関する検討
2005年10月5日	ベニガニの価格形成に関する検討
2006年2月13日	ベニガニ市場におけるカニ供給状況に関する意見交換について
2006年5月12日	入港調整に関する試みについて
2006年9月4日	安定市場形成のための入港調整について
2008年12月19日	他産地からの陸送情報の提供に関する検討結果
2010年1月29日	ベニ加工原料需給に関する加工仲買各者調査について
2010年3月26日	ベニガニ水揚げに関する調査について
2010年5月24日	ベニガニ水揚げに関する調査結果及び今後の対応について
2010年6月24日	ベニ加工原料需給に関する加工仲買各社調査について
2010年8月30日	ベニ加工原料需給に関する加工仲買各社調査について
2010年10月8日	「安定水揚げのための施策（22.5.24三者協同意事項）」にかかる対応状況等
2010年11月17日	「安定水揚げのための施策（22.5.24三者協同意事項）」にかかる対応状況等
2011年7月28日	ベニズワイガニ原料需給に関する調査について
2011年8月25日	ベニズワイガニ原料需給に関するアンケート結果について

資料：水産庁境港漁業調整事務所から提供を受けた資料をもとに著者作成

注1：議事次第が残っていない会議は除いた

注2：価格形成、需給調査、安定水揚げに係る施策に関する議題以外の議題は除いた

注3：担当者が交代しているため、議題の表記は統一されていない

に依存しているわけではない。日本海べにずわいがに漁業が休漁期となる7月8月における原料確保も念頭に入れ、加工業者の中には、北海道、青森県、山形県、新潟県、富山県や石川県の知事許可漁業者、あるいは流通業者との間で個別に取引ルートを築き、陸上輸送によってベニズワイガニを入手する者や、韓国からベニズワイガニを輸入する者も存在する¹³⁾。こうした状況の下、仮に加工業者の処理能力を上回ってベニズワイガニが水揚げされれば、供給過剰となり市場取引価格の下落を招く。また、処理が間に合わないカニは鮮度が劣化し、歩留まりが

低下する。このことは資源の浪費とまではいえないまでも、資源が減少する状況下において合理的な資源の利用法とはいえず、回避が望まれる。その一方で、漁業者は加工業者個別の処理能力、陸上輸送や輸入による原料調達の状況を知る由もない。

こうした状況に対し、三者協議会では先述のとおり、加工業者の処理能力や必要供給量に関する調査を実施したうえで、安定水揚げのための施策を導入している。ここで安定水揚げのための施策とは、卸売業者が加工業者に他産地からの陸上輸送と輸入による原料確保の状況並び

に休業日を問い合わせる。その一方で、各漁船が卸売業者に対して水揚げのために入港する予定日を事前（3日前）に伝える。そして、こうして集めた情報をもとに卸売業者が入港日を調整し、それに従って各漁船が入港し水揚げを行う仕組みを採るものである。こうした施策は、卸売業者が加工業者から収集した情報を基に日々の需要量を見積り、その需要量に合わせて入港する漁船の隻数を調整することによって間接的に需給バランスをとるもので、このことにより過剰供給に伴う価格下落の回避を図るものである¹⁴⁾。漁業者が価格形成に直接関与できない中で、卸売業者の調整に従う形ではあるが、公に認められた入港調整という形の生産調整をもって漁業者が間接的に価格形成に関与するものといえる。こうした施策は当地区において2009年漁期の半ばから導入され、一定程度、過剰供給を回避することに役立っている。実際、その効果は児玉（2015）によって定量的に確認されており¹⁵⁾、導入以降、安定水揚げのための施策は継続され、近年においても導入当時と同様の仕組みが採られている¹⁶⁾。

因みに、2012年以降、三者協議会の議題においてベニズワイガニの価格形成、加工原料としてのベニズワイガニの需給調査、並びに安定水揚げのための施策に係る議題は見あたらない（前掲表2）。しかし、議題には明記されていないものの、三者協議会では2006年以降ほぼ毎回、境港地区におけるベニズワイガニの水揚量（水揚げ箱数）、平均単価、取扱金額と入港隻数に関する情報について整理された資料が配付され、関係者で情報共有されている。こうした状況は、ベニズワイガニの過剰供給と価格下落の回避が関係者の共通課題として認識され、それが定着していることを示すといえる。

以上から、漁業者サイドは流通加工セクターが漁業管理に参画することで市場取引価格を牽制する公の場を得ることが可能となり、価格牽制の結果として加工業者からは処理能力や需要量に関する情報提供を、卸売業者からは生産調

整について協力を得ることが可能となる。さらに、そうした結果として、一定程度、過剰供給に伴う価格下落を回避することが可能となるのである。つまり、流通加工セクターが参画する漁業管理は、漁業者サイドにとって漁獲物の市場取引価格を希望する一定水準以上に維持することができるようになる点で経営上、有利であるといえる。

2) 加工業者サイドにとっての利点

加工業者サイドにとって漁業管理に参画することの利点としては、第1に漁業管理措置の内容を自分たちの意向を出来るだけ反映した内容にできる点、第2に資源動向に関する情報を直接入手できる点が挙げられる。

まず第1の点に関して、漁業管理は漁業者による組織的な資源対策、経営対策であるため、一般に漁業管理措置の具体的な内容は、関係する漁業者の意向を踏まえて検討が為され導入される。仮に漁業管理の結果として、漁獲量減少等により加工業者の事業活動に影響が及ぶとしても、意見を聴取し加工業者の意見を取り入れて措置内容が変更されることは、一般的ではない。本事例の場合も、三者協議会が設立される以前、加工業者に対して事前に漁業管理措置について説明し意見を聴く公の場は存在しなかった。

しかし、本事例では資源回復計画において導入する漁獲努力量削減措置に関して、三者協議会で協議が重ねられた。また、資源回復計画の終了後も、三者協議会では引き続き漁業管理措置について協議が為されている。このため、加工業者サイドは事前に情報を入手し、漁業管理措置に対して直接意見することが可能となった。実際、三者協議会における議題を確認すると、2005年以降ほぼ毎年且つ多くの年で年に複数回、資源回復計画における漁獲努力量削減措置（休漁期間の追加）、追加休漁の代替措置である漁獲量の上限設定等、漁業管理措置に関する議題が設定されている（表3）。

表3 三者協議会における漁業管理措置に関する検討状況

開催年月日	議題
2005年8月26日	資源回復計画にかかる休漁期間について
2005年10月5日	資源回復計画にかかる休漁期間について
2006年5月12日	資源回復計画に基づく休漁内容・進捗状況
2006年9月4日	資源回復計画に基づく係船休漁の経過について
2006年12月8日	資源回復計画に係る漁獲努力量削減方法の検討について
2007年3月23日	資源回復計画の見直しについて（漁獲努力量の削減方法等）
2007年6月7日	資源回復計画の見直しについて（漁獲努力量の削減方法等）
2008年3月24日	漁獲量上限の経過について
2008年12月19日	漁獲割当各船消化状況
2009年3月26日	漁獲量上限の経過について
2009年5月20日	漁獲割当各船消化状況
2009年7月21日	各船漁獲枠消化状況に関する情報提供について
2009年8月25日	平成21年度漁期における漁獲量の制限見込みと安定的生産等 今後の漁獲量の制限（資源管理秩序確立に向けて）
2011年7月28日	ベニガニにかかる新たな資源管理計画（案）について 次漁期のIQについて
2011年8月25日	ベニガニにかかる新たな資源管理計画について
2012年11月19日	資源管理計画の実施状況について
2013年1月30日	資源管理計画の実施状況について
2013年5月10日	資源管理計画の実施状況について
2013年7月17日	資源管理計画の実施状況について
2015年7月24日	IQ設定について
2015年10月23日	日本海ベニズワイガニに漁業のIQ総枠の設定について
2016年7月20日	平成28年漁期の漁獲上限（IQ）総枠について
2017年2月2日	平成28年漁期IQの繰越配分枠
2017年7月11日	平成29年漁期の漁獲上限（IQ）総枠
2018年2月2日	平成29年漁期IQ総枠と追加配分の考え方
2018年6月7日	日本海ベニズワイガニ漁業IQ制度の概要 IQ制度に関する意見交換
2018年7月11日	平成30年漁期の漁獲上限（IQ）総枠
2019年7月19日	令和元年IQ当初配分及び期中調整について
2020年8月6日	令和2年漁期IQ当初配分及び期中調整について

資料：水産庁港湾漁業調整事務所から提供を受けた資料をもとに著者作成

注1：議事次第が残っていない会議は除いた

注2：漁業管理措置に関する議題以外の議題は除いた

注3：担当者が交代しているため、議題の表記は統一されていない

こうした議題において、加工業者サイドは北朝鮮の核実験に対する経済制裁の一環として北朝鮮水域に出漁していた日本海べにずわいがに漁業に従事する漁船3隻の減船と北朝鮮からのベニズワイガニの輸入停止が実施された際（2006年）には、原料確保に支障をきたすとして休漁期間の追加について見直しを要請している。また、追加休漁の代替措置として漁獲量の上限の設定が導入されて以降（2007年以降）は、漁獲量上限の設定等を規定する「日本海べにずわいがに漁業者別及びべにずわいがにの採捕に従事する船舶別の年間の漁獲量の上限の設定等に係る基準」（以下、基準）について、重ねて見直しを要請している。これは漁獲量上限の設定値に対し消化率が低迷する漁船の存在によって（表4）、地区全体の消化率が低迷し（図2）、さらに2015年以降はロシア等からの輸入減少に伴い全国的にカニの需給が逼迫しベニズワイ

ガニの価格も急騰する中で（前掲図1）、加工業者サイドが原料を確保するために地区の水増増加を切望したことによる。その結果、こうした要請を受けて同基準は改正と運用変更が重ねられ、2015年からは漁獲量上限の残量の翌年度への繰り越しが行われることとなった。また、2018年からは漁期中における未消化分の再配分が行われることとなった。このように、漁獲量上限の設定方法の変更¹⁷⁾とは別に、逐次、漁獲枠の消化を効率化することで、流通加工セクターの要望がかなえられている。

一方、第2の点に関して、わが国周辺の水産資源67魚種については毎年資源評価が行われ、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、水産研究・教育機構）が運営するホームページ上で、魚種別の資源評価が公開されている。従って、資源評価の対象魚種に関しては、一般に誰でも資源動向などの情報を入手することが可能

表4 漁船別の漁獲量の上限と消化割合

(%)

	2015年漁期	2016年漁期	2017年漁期	2018年漁期	2019年漁期
漁船1	100	100	93	88	84
漁船2	59	57	51	38	45
漁船3	100	100	82	64	63
漁船4	97	81	62	45	45
漁船5	85	73	43	17	20
漁船6	100	100	100	89	87
漁船7	100	100	97	63	70
漁船8	63	52	32	27	12
漁船9	66	55	38	20	16
漁船10	68	75	52	31	20
漁船11	84	50	31	13	5

資料：水産庁境港漁業調整事務所から提供を受けた資料をもとに著者作成

注：日本海べにずわいがに漁業の許可に加え、新潟県知事によるべにずわいがにかご漁業の許可を有する漁船2隻を含む

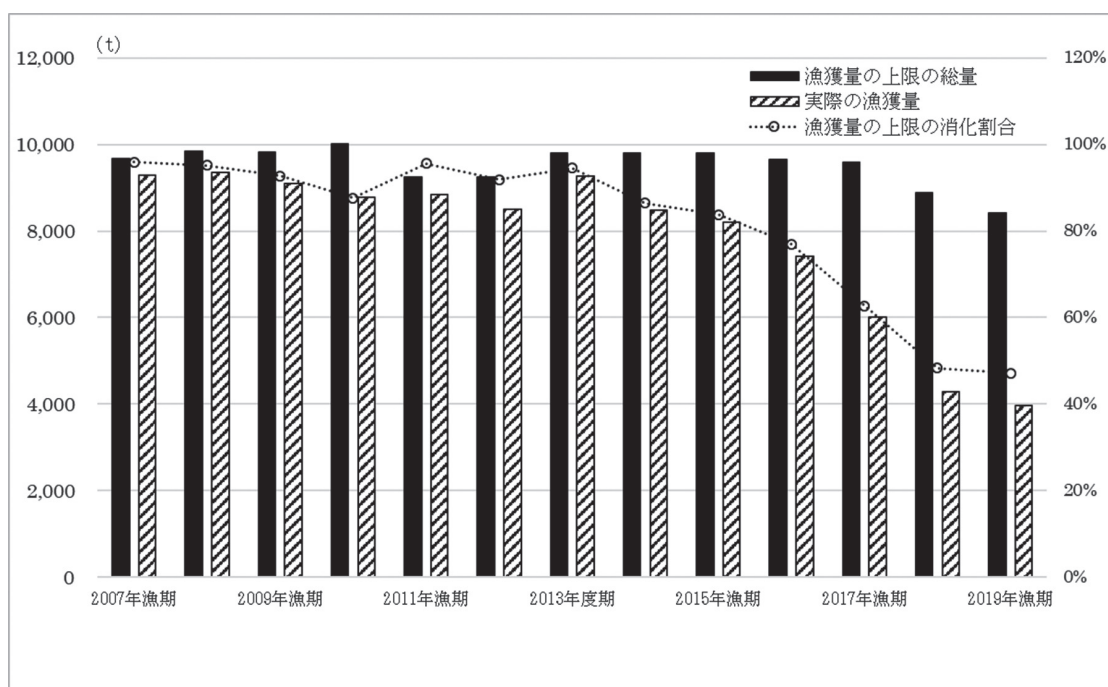


図2 境港を根拠地とする漁船の漁獲量の上限の総量と実際の漁獲量

資料：水産庁境港漁業調整事務所

である。このことは境港地区で利用されるベニズワイガニ日本海系群についても同様である。

しかし、本事例の場合、加工業者は上記に加え資源評価に関する情報を研究者から直接入手することが可能である。三者協議会において毎年、水産研究・教育機構あるいは鳥取県水産試験場の担当研究者から資源評価に関して説明を受ける機会が設けられているからである。実際、三者協議会における議題を確認すると、2014年を除き、2012年以降毎年1回、2017年と2018年については2回、資源調査、資源評価が議題として取り上げられている（表5）。

なお、三者協議会において加工業者が得られる情報は、最新の資源水準や資源動向だけに留まらない。実際に漁船が操業する漁場別の資源状態や今後数年先までの漁獲の見通しまで含めた情報、即ちホームページ上で公開されているものよりも詳細な情報を得ることが可能である¹⁸⁾。

加工業者は、元来、所有する施設・設備について稼働率の高いレベルでの維持と労働力のフル活用を目指す。このため、必要な原料を安定的に確保すべく行動する。そうした中で加工業者サイドは、三者協議会において直接意見することで、漁業管理措置の内容を自分たちの意向を反映させたものにすることが可能である。また、加工業者サイドは三者協議会において直接入手した資源動向に関する情報を踏まえて、他産地から調達する原料の手配を調整する、他にも加工を手掛ける場合には労働力配置を調整する、あるいは労働力確保を調整するといった経営対応が可能である。つまり、漁業管理に参画することは、加工業者サイドにとって前浜原料の確保条件と生産管理を迅速に行い得る条件を獲得できる点で経営上、有利であるといえる。

表5 三者協議会における資源調査、資源評価に関する情報の共有状況

開催年月日	議題
2012年2月24日	ベニズワイガニの平成23年度資源評価について
2013年5月10日	平成24年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価結果について
2015年10月23日	平成27（2015）年度ベニズワイガニ日本海系群の資源評価について
2016年7月20日	平成27年漁期の資源状況について
2017年2月2日	日本海ベニズワイの資源評価
2017年7月11日	2016年夏季資源評価結果（2017年ABC算出）
2018年2月2日	ベニズワイガニ日本海系群の資源評価と調査船調査結果
2018年6月7日	平成29年度ベニズワイ調査結果について
2019年7月19日	ベニズワイガニの資源動向と生態について
2020年8月6日	ベニズワイガニ日本海系群の資源状態について

資料：水産庁境港漁業調整事務所から提供を受けた資料をもとに著作作成

注1：議事次第が残っていない会議は除いた

注2：資源調査、資源評価に係る議題以外の議題は除いた

注3：2008年7月18日に開催された三者協議会の議題には、資源評価及び資源調査に係るものはなかった。
しかし、会議資料として、鳥取県水産試験場が作成したベニズワイ資源管理共同研究調査の最終結果を示す資料が残されている。

注4：2008年11月19日に開催された三者協議会の議題には、資源評価及び資源調査に係るものはなかった。
しかし、会議資料として、鳥取県水産試験場が作成したベニズワイ資源管理共同研究調査の結果を示す資料が残されている。

注5：2009年12月1日に開催された三者協議会の議題には、資源評価及び資源調査に係るものはなかった。
しかし、会議資料として、ベニズワイガニの資源評価結果と隠岐西方における資源調査の概要を示す資料が残されている。

3）課題

前述のとおり、流通加工セクターが漁業管理に参画することにより、漁業者サイドと加工業者サイドそれぞれに利点がもたらされる。しかしその一方で、流通加工セクターが漁業管理に参画することで、漁業生産力並びに加工処理能力を維持しつつ、ベニズワイガニ資源をその変動に合わせて最大限有効利用するという観点からすると、課題も存在する。それは、漁獲量上限の消化率が漁船ごとに大きく異なり、しかも消化率が著しく低位の漁船が数年に亘りほぼ変わっていないことに表れている（前掲表4）。

これは各漁船の漁場が固定化されていることによる。

日本海べにずわいがに漁業では、餌を取り付けた籠を一定期間海底に設置してベニズワイガニが採捕される。このため、日本海べにずわいがに漁業は、元来、漁場占有型の漁業である。こうした漁業において各漁船の漁場は、漁具トラブルを回避するため、慣習的に固定利用されている。しかし、近年全体として資源が減少する中で、資源水準が個々の漁場で異なり、それが歴然とした差として表れている。しかも、漁場の大半を占める北部暫定措置水域が韓国漁船

との入会水域であるため、もはや空き漁場がない中での状況変化である。

近年、地区全体の漁獲量減少と全国的なカニの需給逼迫を受け、ベニズワイガニの単価はかつての水準の2倍以上に跳ね上がっている（前掲図1）。しかし、漁獲量上限の消化率が50%を大きく下回る漁船の中には、漁獲量減少により漁獲金額が採算ラインを割り込む漁船も存在するものと考えられる。実際、日本海べにずわいがに漁業の操業に見切りをつけ、兼業する他漁業に労働力を振り向ける漁業者も出始めている。こうした漁業者が実際に日本海べにずわいがに漁業を廃業する状況にまで経営的に追い込まれているのか否かは定かではないが、厳しい経営状況にあることが推測される。仮に事態がこのまま継続すれば、廃業が現実化する可能性も否定できない。しかし、こうした状況に対し三者協議会では、これまでのところ検討・対処が為された形跡がない。仮に廃業者が発生すれば、加工業者サイドも前浜原料の供給減への対応として、加工処理能力の削減が迫られる可能性が高いにも関わらず、である¹⁹⁾。

当地区では、ベニズワイガニ資源減少への対応として、利害が対立する漁業者と流通加工セクターが協議を重ね、新たに生産調整や漁獲量の上限設定などを導入してきた。しかし、漁場利用に関しては、過去に漁場別の資源豊度が現在とは真逆の状況があった経緯もあり²⁰⁾、上記のとおり従前の慣習を引き継いだままとなっている。こうした点は関係主体の関係性に注目すると以下のとおり整理できる。

流通加工セクターの漁業管理への参画以降、漁業サイドと流通加工セクターサイドとの間で情報交換、意見交換が積み重ねられ、その過程で相互の理解が進んだ。また、相互理解が進んだことで、利害が対立する中であっても互いに歩み寄る余地が生まれ、協調的取組が実践されるに至った。こうした進展はもちろん行政の支援があつてのものであるが、それだけでは不十分である。基本的には個別の経営論理に従いつ

つも、事業者自身が関連産業全体の中での存続条件と立ち位置を自覚したことも背後に存在するものと考えられる。

しかし、漁場利用に関しては、これまでのところ漁業者間に歩み寄りを見ることができない。このことは、異業種間においては機能や有する情報が相互補完的であるため、協調によって新たに獲得できる領域を見出し易いのに対し、同業種間においてはそうした領域を見出し難いことによるものと考えられる。しかし、同業種が歩み寄ることで新たに獲得できるものがなくとも、そのまま放置すれば失われる恐れがあるものについて逸失を回避できる可能性があるのである。本事例の場合、日本海べにずわいがに漁業における廃業者の発生を回避するため、例えば漁場の利用法を見直す、あるいは各漁場から得られる水揚げ金額の分配を見直すといった対応が考えられる。

とはいえ、異業種間と同様、同業種間においても過去の経緯を引きずり利害が対立する当事者同士が自発的に歩み寄ることは容易ではない。相互に歩み寄りを促すには、異業種間の場合と同様、第三者の介入が不可欠と考えられる。本事例の場合、従前の仕組みを見直し組織的な対応を現実化するには、加工業者、さらには行政による働き掛けに期待するところが大きと成らざるを得ないと考えられる²¹⁾。

いずれにしても現段階では、大きな資源変動の下²²⁾、漁獲量が減少する中で、漁場利用に関しては未対応のままとなっている。特定漁場を中心とした特に顕著な漁獲量減少がさらに継続すれば、当該漁場を利用する漁業者のみならず、漁業者と加工業者の双方に広く影響が及ぶことが懸念される。

4. 流通加工セクターが参画する漁業管理の意義

漁業管理研究において流通加工セクターが参画する形態の漁業管理については、濱田（2010）を除けば、これまで真正面から研究対象とされ

ることが殆どなかった。また、流通加工セクターが参画する形態の漁業管理についてその意義を検討することも、これまで十分に為されているとはいえない。

そうした中で本稿では、境港地区の日本海べにずわいがに漁業における漁業管理を事例として、資源回復計画を契機として導入された流通加工セクターの参画する漁業管理が、課題を残しつつも、漁業者サイドと加工業者サイドの双方に利点をもたらしていることを確認した。即ち、漁業者サイドにとっては漁獲物の市場取引価格を希望する一定水準以上に維持することができるようになる点において、一方、加工業者サイドにとっては前浜原料の確保条件と生産管理を迅速に行い得る条件を獲得できる点において、流通加工セクターが参画する漁業管理が有利であることを確認した。このことは、資源減少に起因する漁獲量減少により漁業者サイドの経営が逼迫し、片や加工業者サイドにあっては漁獲量減少に加え国際減船や輸入量の減少により経営が逼迫する中で、漁業者サイドは流通面を、加工業者サイドは生産面を意識した経営を実践していくことが重要となり、流通加工セクターの参画する漁業管理が両者の経営において一定の意義を有していることを示す。

流通加工セクターが参画する漁業管理は、所謂、異業種連携の一面を有する。このため、漁業者サイドと加工業者サイドそれぞれが本来有しない機能や情報を相互に補完する作用を生み出す。このことが上記のように意義をもたらしているのである。当地区においては、こうした仕組みをさらにどう活かすか、課題として突き付けられているといえる。

水産資源は人為的影響や環境的影響を受けて変動する特質を有する。一方、水産物の安定的な確保を目的に今日ではグローバル化した流通ルートが利用される。しかし、こうしたルートはその目的とは裏腹に経済的社会的条件に左右される不安定な一面も有する。こうした水産資源や流通ルートの状況に対応しながら存続を果

たしていくうえで、漁業者と流通加工セクターが漁業管理において協調する意義は決して小さくないといえる。

なお、本稿では事例分析に基づき、流通加工セクターが漁業管理に参加することによる利点と課題を検討したが、当該漁業管理が個別経営体にもたらす操業上あるいは経営上の具体的な変化、さらにそうした変化によってもたらされる効果については、漁業者サイド、加工業者サイドともに分析、検討することができなかった。こうした点については、今後の研究課題としたい。

また、流通加工セクターが参画する漁業管理の意義についても、他事例による検証が必要である。事例研究を積み重ね、流通加工セクターが参画する漁業管理について知見を蓄積していくことも今後の課題である。

注

- 1) 本稿では、事業者の総体としての意を強調するため、「事業者」ではなく「セクター」と表記した。
- 2) 道東沖における、マイワシ資源、大中型まき網漁業と産地処理能力との関係性に関して、工藤（2018）が指摘している。
- 3) さんま漁業に関しては、小野（2007）、濱田（2010）で触れられている。
- 4) 第8次（1988年）から2013年までの漁業センサスでは、漁業管理組織について調査が行われている。しかし、流通加工セクターが参画する形態の漁業管理については把握されていない。従って、流通加工セクターが参画する形態の漁業管理事例が、実際、全国にどれだけ存在するのか不明である。
- 5) 本稿では、生物としてのベニズワイガニを示す場合、カタカナ表記とした。ただし、日本海べにずわいがに漁業については固有名詞であることから、そのまま平仮名表記とした。
- 6) 鳥取県境港水産事務所『さかいみなと 平成30年度版』による。
- 7) 漁獲されたベニズワイガニは、漁船上でA規格とB規格に選別される。このうちA規格が姿売り用で仲買業者の買付対象となり、B規格が加工用で加工業者の買付対象となる。
- 8) 資源回復計画については、佐野（2008）、牧野（2013）等が詳しい。
- 9) 三者協議会の資料によれば、三者協議会としての第1回会合は2005年6月1日に開催されたよう

- である。なお、三者協議会の三者とは、①漁業者、②卸売業者、③仲買・加工業者を指す。
- 10) 境港地区で水揚げされるベニズワイガニのおよそ9割は加工に仕向けられる。従って、加工業者は当地区におけるベニズワイガニの最大の受け皿でもある。
 - 11) 小野（2007）によれば、サンマに関しては生産者と流通・加工業者が意見交換を行う場として、さんま関係者懇談会が設置されているようである。
 - 12) ただし、具体的な価格を提示して価格交渉が行われているわけではない。
 - 13) 貿易統計によれば、ベニズワイガニの輸入は2013年以降実績がない。
 - 14) 境港地区で水揚げされるベニズワイガニのおよそ9割が加工に仕向けられるため、需給バランスは加工向けを念頭にとられている。
 - 15) 児玉（2015）p8-p9
 - 16) 水産庁境港漁業調整事務所の担当官に対するヒアリングによる。
 - 17) 漁獲量上限の設定は、導入当初、各漁船の漁獲実績を基準に行われていたが、2013年漁期以降、生物学的漁獲可能量（以下、ABClimit）を基準に行うよう変更されている。具体的には、①設定年のABClimitが前年漁期の漁獲量上限設定値と同程度（値が同じ、もしくは10%以下の増加）の場合、前年漁期の漁獲量上限設定値と同じ値が設定され、②設定年のABClimitが前年漁期の漁獲量上限設定値より10%を超えて多い場合、設定年のABClimitの90%の値が設定され、③設定年のABClimitが前年漁期の漁獲量上限設定値より少ない場合、設定年のABClimitと同じ値が設定される。因みに、図2において2014年漁期以降、漁獲量の上限の総量と実際の漁獲量との間に大きな乖離が生じているのは、漁獲量の上限を設定する際に漁獲実績が反映されていないことによる。
 - 18) 三者協議会に出席している加工業者からのヒアリングによる。
 - 19) 漁業関係者に対するヒアリングによれば、漁船1隻で取り扱うことが可能な罓数にも限度があることから、仮に漁業廃業者が発生すれば地区全体の生産力が低下し、資源が回復したとしても現状の漁獲水準を維持することは困難とされる。また、児玉（2015）は境港地区ではかつて個別割当制の導入直後、加工業者の対応により、前浜原料の供給減が必要減に繋がったと指摘している。
 - 20) 漁業関係者に対するヒアリングによる。
 - 21) ただし、設立から15年余りが経過し、三者協議会自体も設立当時と同じとはいえない。この間、事務局を務める行政官も人事異動により複数回に亘っ

て交代し、漁業者をはじめとした事業者サイドにおいても世代交代や人事異動が生じている。そうした中で三者協議会の議題は、近年、資源評価と漁獲量の上限設定に関する議題に収斂する傾向にある。三者協議会の議題は行政がすべて設定するわけではなく、事業者の要望を受けて設定することも可能である。しかし、基準の見直しを除けば、そうした要望も特に事業者サイドから寄せられることもないようである。こうした状況からすると、担当官の交代により行政の三者協議会への関わりが変質し、さらに事業者サイドの顔ぶれも替わることで、三者協議会の位置づけも設立当時から変容している部分があるものと考えられる。

- 22) ベニズワイガニの資源評価を担当する水産研究・教育機構の研究者によると、稚ガニの着底成否を左右する要因はまだ明らかにされていないが、近年の漁獲量減少は過去、稚ガニの着底が少なかったことによるようである。定点調査によるカニの組成をみると再び漁獲量の回復が見込まれているが、それが想定よりも遅れているようである。因みに、ベニズワイガニ資源はこれまでも10数年周期で大きな増減の変動を繰り返しているようである。

参考文献

- 小野征一郎（2007）「TAC制度の現状と課題」、『漁業経済研究』、52-2.
- 工藤貴史（2018）「道東沖における大中型まき網漁業の変容と今日的特質」、『漁業経済研究』、62-1.
- 児玉工（2015）「個別割当制がもたらしたもの——境港におけるべにずわいがにかご漁業とベニズワイガニ加工業を事例として——」、『漁業経済研究』、59-1.
- 佐野雅昭（2008）「資源回復計画」『ポイント整理で学ぶ水産経済』、北斗書房.
- 中西孝（2010）「個別割当て（IQ制度）のその合意形成——日本海ベニズワイガニ漁業を事例として——」、『北日本漁業』、38.
- 西野正人・上田勝彦（2009）「日本海ベニズワイガニ漁業の資源とMELジャパン認証」、『日本水産学会誌』、75-6.
- 濱田武士（2010）「第1部 ベニズワイガニ漁業の資源回復計画を巡る地域的対応」、『平成21年度資源管理体制・機能強化総合対策事業関連産業者意識調査報告書 日本海ベニズワイガニ 日本海北部マガレイ』、全国漁業協同組合連合会.
- 牧野光琢（2013）『日本漁業の制度分析 漁業管理と生態系保全』、恒星社厚生閣.